

平成 21 年 11 月 16 日

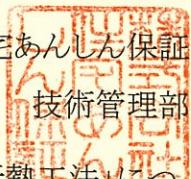
技3通 09-065

設計施工基準第3条に係る結果通知書

発泡プラスチック外張断熱協会 御中

株式会社 住宅あんしん保証

技術管理部



平成21年11月10日付で申請のあった「発泡プラスチック断熱材を使用した外張断熱工法」については、下記2.に掲げる部分が「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に適合していませんが、承認申請書の審査の結果、同基準と同等の性能を有するものであることを確認いたしましたので通知いたします。

記

1. 対象工法

発泡プラスチック外張断熱協会員(外張断熱工法促進協議会、ウレタンフォーム工業会、EPS建材推進協議会、フェノールフォーム協会)の供給する発泡プラスチック断熱材を使用し、発泡プラスチック外張断熱協会が定める施工のポイントに基づき施工されたもの。

2. 第3条申請に基づき審査を行った部分

雨水の浸入防止する部分のうち、次に掲げる部分。

(1) 外壁の防水

- ① 外壁は、防水紙又は雨水の浸透を防止する仕上材等を用い、構造方法に応じた防水措置を施すこととする。(第9条第1項)
- ② 通気構法(外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造)とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111(透湿防水シート)に適合する透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとする。(第9条第2項(1))
- ③ 防水紙の重ね合わせは、縦、横とも90mm以上とする。横の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げは150mm以上、金属系サイディング仕上は150mm以上とする。ただし、サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。(第9条第2項(3))

3. その他

- ・審査を行った部分の他は「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に準拠することを条件とする。
- ・審査を行った部分に変更があった場合は、この書面の効力を失うものとする。
- ・この「通知書」の仕様で保険の申込みを行う場合は、事業者様から設計図書として提出が必要です。

注意)この通知書は、大切に保管しておいてください。